

令和8年6月1日 現在

指定居宅介護支援 利根いこいの里 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第 1173800028 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名称	社会福祉法人 潤青会
代表者氏名	理事長 野口 重信
法人所在地 (電話番号)	埼玉県さいたま市浦和区常盤 9 丁目 5 番 6 号 048-711-3977
法人設立年月日	平成 10 年 1 月 12 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	利根いこいの里 居宅介護支援センター
介護保険指定 事業者番号	平成 11 年 10 月 1 日 指定 埼玉県 1173800028 号
事業所所在地 (電話番号)	埼玉県加須市大越 1933 番 0480-69-1531
管理者氏名	道口 裕基
事業所の通常の 事業の実施地域	加須市・羽生市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が在宅において、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>(1)利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>(2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めます。なお、入院時における医療機関との連携を促進する観点から居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者及びその家族に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼をすることを契約時に説明を行います。</p> <p>(3)利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。</p> <p>(4)利用者及びその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

※緊急連絡先 0480-69-1531 (併設施設にて24時間対応) 又は事業所用携帯電話

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	サービス管理全般	常勤 1名
主任介護支援専門員	マネジメント全般	常勤 1名以上
介護支援専門員	マネジメント全般	常勤 3名以上
事務職員	事務業務及びケアマネジメント業務の補助	兼務 1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。また、特定事業所として、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制を整えています。

(5) 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

サービスの内容	提供方法
① 居宅サービス計画の作成	<p>利用者のご家庭を訪問して、利用者の方の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。</p> <p>サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。</p> <p>指定居宅サービス事業所等から利用者の方に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の方の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の方の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の方の同意を得て、主治の医師、歯科医師（以下「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供します。</p> <p>利用者の方の訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の方の同意を得て主治の医師等、退院後早期の利用開始の場合には、入院中の医療機関の医師の方に意見を求めます。その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。</p>

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与	利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。また、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要の援助を行います。
③ 居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
④ 介護保険施設等への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
⑤ 質の高いケアマネジメントの推進	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者への説明、介護サービス情報公表制度において公表する事を努力します。 ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。 ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。また、事業所として、特定事業所の要件を満たした場合は、別途加算金額をお支払い下さい。

当事業所は、介護保険法に基づく居宅介護支援費Ⅱを算定しています。

当事業所では、ケアプランデータ連携システム等の ICT を活用するとともに事務職員を配置し、業務効率化及び質の高いケアマネジメントの提供に努めています。

	要介護度区分	
取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ i 11,316円	居宅介護支援費Ⅱ i 14,702円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ ii 5,491円	居宅介護支援費Ⅱ ii 7,116円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ iii 3,292円	居宅介護支援費Ⅱ iii 4,272円

※ 50人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ ii又はⅡ iiiを算定します。

※ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数についてが、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

※ 介護給付費改定等により単位数が変更された場合は、変更後の単位数を適用します。

特定事業所加算算定要件	(Ⅰ) 5,407 円	(Ⅱ) 4,386 円
常勤の主任介護支援専門員（他職種兼務可）を配置	2 名以上	1 名以上
常勤の介護支援専門員（他職種兼務可）を配置	3 名以上	3 名以上
会議を定期的に行う	必要	必要
必要に応じて利用者等の相談に対応する 24 時間連絡体制を確保	必要	必要
要介護 3・4・5 が 40%以上	必要	—
介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施	必要	必要
包括から紹介された困難な事例への居宅介護支援の提供	必要	必要
ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	必要	必要
特定事業所集中減算の適用を受けていない	必要	必要
介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	必要	必要
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保	必要	必要
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施	必要	必要
必要に応じて（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	必要	必要

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	初 回 加 算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,605 円	入院の日の当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,084 円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(II)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) イ	4,689 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (I) イ 連携 1 回 (I) ロ 連携 1 回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携 2 回以上 (II) ロ 連携 2 回 (内 1 回以上カンファレンス参加) (III) 連携 3 回以上 (内 1 回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) ロ	6,252 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) イ	6,252 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) ロ	7,815 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (III)	9,378 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	521 円	1 月につき 利用者が病院または、診療所、歯科医療機関において医師の診察を受ける場合に介護支援専門員が同席し、医師に対して当該利用者の身心の状況や生活環境等の当該利用者に係わる必要の情報の提供を行うと共に、医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けただうえで、居宅サービス計画等に記録した場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍、医師による医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算	所定単位数 の 2.1%	介護職員等の処遇改善を目的とした加算 (令和 8 年 6 月 1 日より算定) 居宅介護支援費は介護保険から全額給付のため、利用者の自己負担は発生しません	

*その他留意事項

看取り期において介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったご利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められた場合。 <サービス利用料金>参照

3 その他の費用について

交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。 一 事業の実施地域を越える地点から、 片道10キロ未満 300円 二 事業の実施地域を越える地点から、 片道10キロ以上 600円
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安と記録

利用者の状況把握（モニタリング）のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安と記録
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回訪問し、モニタリングの結果を記録します。 （サービス担当者会議で、利用者が家族のサポートでオンライン会議の利用ができる旨の合意を得た上で、オンライン会議を用いることができる。その際は少なくとも2月に1回の訪問となる）

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

利用料及びその他の費用の請求方法等	介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はサービス利用料金の全額を一旦、お支払いください。 前記（5）の料金や費用は、1か月ごとに計算してご請求します。支払い方法は相談にて対応します。 前記3の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。
-------------------	--

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(3) ハラスメント防止

事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止のための方針の明確化、相談体制の整備及び職員研修等の必要な措置を講じます。

利用者又はその家族等による暴力、暴言、過度な要求、セクシュアルハラスメントその他の著しい迷惑行為によりサービス提供の継続が困難となった場合は、市町村等関係機関と連携のうえ対応する場合があります。

7 事故発生時の対応

- ①利用者に対する居宅介護支援サービス提供において事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ②居宅介護支援サービス提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ③利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。

8 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう行います。

- (1) 対策検討委員会の定期開催と職員への周知徹底
- (2) 虐待防止指針の整備
- (3) 虐待防止研修の定期実施
- (4) 虐待防止担当者配置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体拘束の適正化について

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合に限る。
- (2)身体拘束等を行う場合には、理由と実施状況を記録する。

10 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実地するものとする。

11 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①従業者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。</p>
---------------------------------	--

13 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当 管理者 道口 裕基

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>加須市役所 高齢介護課</p>	<p>所在地 埼玉県加須市三俣 2-1-1 電話番号 0480-62-1111 (代) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p>騎西総合支所 福祉健康担当</p>	<p>所在地 埼玉県加須市騎西 36-1 電話番号 0480-73-1111 (代) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p>大利根総合支所 福祉健康担当</p>	<p>所在地 埼玉県加須市北下新井 1679-1 電話番号 0480-72-1111 (代) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p>北川辺総合支所 福祉健康担当</p>	<p>所在地 埼玉県加須市麦倉 1481-1 電話番号 0280-62-2111 (代) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p>羽生市役所 高齢介護課</p>	<p>所在地 埼玉県羽生市東 6-15 電話番号 0485-61-1121 (代) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p>埼玉県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 電話番号 048-824-2568 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:30</p>
<p>埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会</p>	<p>所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 電話番号 048-822-1243 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:00～16:00</p>

確 認 書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、契約書および本書面にに基づき重要事項を説明し、同意を得ました。

事業者名称 社会福祉法人 潤青会
利根いこいの里 居宅介護支援センター

説明者

印

私は、契約書および本書面にに基づき、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名

印

家族又は代理人住所

家族又は代理人氏名

印